

# 令和8年度埼玉県文化庁活動インターンシップ 実施要領

埼玉県教育委員会

## 1 実施方法

- (1) インターンシップ参加者（指導者）と受入れ校（管理職（校長または教頭）及び顧問教諭）の間で面接・調整を行い、校長の了承を得ている場合（原則）

### ア 申込み

#### 【共通事項】

指導者派遣を希望する学校の校長は、「文化庁活動インターンシップ」希望調査票（様式1）及び「文化庁活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を該当する教育委員会教育長に1部提出する。

※ 受入れ校の管理職（校長または教頭）及び顧問教諭は、推薦に先立ち面接を実施し、適性・資質等の観点で人物評価を行うこと。面接結果を踏まえ、校長が総合判断のうえ指導者推薦書（様式2）を作成・提出すること。

※ 推薦する指導者が非常勤講師の場合は、様式1及び様式2に加え、誓約書（様式4）を勤務校の校長が取りまとめ、県教育委員会教育長に提出する。

※ 推薦する指導者が大学生の場合には、「文化庁活動インターンシップ」申込書（様式3）、誓約書（様式4）を大学生が県教育委員会教育長に郵送で1部提出する。

※ 1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は、様式をコピーし使用する。

#### 【提出先・締切】

##### (ア) 県立学校

令和8年4月22日（水）までに県教育委員会教育長に提出する。

##### (イ) 市町村立中学校（さいたま市を除く）

①令和8年4月13日（月）までに当該市町村教育委員会教育長に提出する。

②各市町村教育委員会教育長は、当該教育事務所に令和8年4月17日（金）までに提出する。

③各教育事務所長は、県教育委員会教育長に令和8年4月22日（水）までに提出する。

### イ 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定した学校の校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打合せをすること。指導開始日は令和8年5月18日（月）以降とする。

### ウ 報告

県立学校、市町村立中学校（さいたま市を除く）の校長は、事業終了後2週間以内に「文化庁活動インターンシップ」実施報告書（様式5 No.1・No.2）を県教育委員会

教育長に1部提出する。

(最終締切：令和9年2月12日(金))

報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

(2) インターンシップの指導者として参加したいが、受入れ先の中学校や高校が決まっていない場合(例外)

大学生または非常勤講師等がインターンシップでの指導を希望し、かつ受入れ先の学校が決まっていない場合、高校教育指導課あるいは義務教育指導課で県立学校や市町村教委に照会し、指導者に受入れ先の学校を紹介することがある(いわゆるマッチング)。その場合、「文化部活動インターンシップ」申込書(様式3)の記述内容にもとづいて、地域や校種等を考慮して行う(全てのケースで希望が叶うとは限らない)。

## 2 大学生・非常勤講師の指導者登録の申込について

(1) 申込み

大学生は「文化部活動インターンシップ」申込書(様式3)に必要な事項を記入し、「誓約書」(様式4)と併せて令和8年4月22日(水)までに県教育委員会教育長に1部提出する。(提出先は5参照)

非常勤講師は勤務校の校長を通じて指導者推薦書(様式2)及び「誓約書」(様式4)を提出する。

書類受理後、県教育委員会が調整し、派遣校を決定する。

※調整が難航して派遣できない場合もあるので、可能な限り各自で希望校と面接・調整をし、希望校の校長から推薦書を提出していただくことが望ましい。

※各学校から県教育委員会への申込み締切日が校種によって異なるため、希望校との調整を令和8年4月3日(金)までに終えておくことが望ましい。

※大学が記載する推薦者については、大学職員(ゼミの指導教官等)であればよい。ただし当該者を中学校・高等学校に派遣し、インターンシップを遂行できるだけの人物であるかどうかを見極めた上で推薦すること。

また、大学1年生(入学直後)については大学が人物を判断できないこともある。その場合は大学生が高校教育指導課または義務教育指導課に相談すること。

※派遣校との事前調整がなされていない場合、意向聴取を行うため県保健体育課から連絡をするので、本人との連絡が確実に取れる連絡先及びメールアドレスを記載すること。

(2) 実施計画

派遣校が決定した場合は、当該校長と指導者は具体的な指導内容、指導日等について打合せを行う。

下記指導者講習会に必ず参加する。なお、講習会時までに派遣校が決定しなかった場合にも、講習会に参加すること。

(3) 報告

学校からの報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は修了証を交付する。

### 3 指導内容・指導回数・指導時間

- (1) 指導期間は指導者講習会終了後、令和8年5月18日（月）から令和9年1月29日（金）までとする。
- (2) 指導回数は10回以上とする。
- (3) 1回の指導時間は2時間を超えないこととする。各学校の顧問教諭と綿密な打合せの後、共通理解のもと指導に当たること。

### 4 指導者講習会（※ オンライン講習会又は個別説明等に変更する場合あり）

- (1) 日 時 後日連絡
- (2) 会 場 後日連絡
- (3) 内 容 文化部活動の現状と課題・安全対策等講習等

### 5 提出先及び問合せ先

【高校】〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育課程担当

電話番号 048-830-7391（直通） メール [a6760-36@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6760-36@pref.saitama.lg.jp)

【中学校】〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課教育課程担当

電話番号 048-830-6778（直通） メール [a6750@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6750@pref.saitama.lg.jp)

### 5 その他

- ・ 各様式の提出は電子データでお願いします。但し、大学生が様式3を提出する場合には、推薦者が必ず署名の上、上記まで郵送または電子データにて提出をお願いします。
- ・ 講習会時に本事業におけるスポーツ安全保険に全員が加入するので、800円（マーチング・バトンにはスポーツ活動のため2,000円）とシステム利用料（140円または360円をインターンシップ実施者数で割った額＜人数確定後に連絡＞）を御用意ください。  
（他の団体賠償保険では、本事業での保険が適用されないので注意すること。）
- ・ 本事業を修了した方には、県教育委員会教育長が修了証を交付します。交付を受けた方は、埼玉県教員採用選考試験志願書のボランティア活動欄にその旨を記載することができます。（令和10年度埼玉県教員採用選考試験以降）
- ・ 本事業は、本県の教員を目指す大学生や非常勤講師を対象とします。
- ・ 本事業へ従事するに当たっては、暴言、暴力、ハラスメント（性暴力等含む）等を行わないこと、また、過去にも行ったことはないこと等を、誓約書の提出とともに面接等を通して確認します。